平成２９年（フ）第３１１号
千葉県松戸市六高台１丁目96番地　松戸六高台プリンスハイツ801号
債務者　田中　重仁
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３２５号
千葉県我孫子市日秀132番地（３―401号）県営住宅
債務者　松岡　　力
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３２６号
千葉県松戸市北松戸１丁目２番地の30　ジュネパレス松戸第42―103号
債務者　井手　貴士
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３３５号
千葉県柏市豊四季台３丁目１番　３号棟コンフォール豊四季台104号、住民票上の住所茨城県龍ケ崎市姫宮町255番地２
債務者　菅野真樹子
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３３８号
千葉県松戸市常盤平４丁目14番地の７　プレンディ常盤平108号
債務者　荻野目トシ子
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３５６号
千葉県野田市山崎1848番地の７
債務者　藤丸　明美
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３６３号
千葉県鎌ケ谷市東初富３丁目８番２号（レオパレスｅｘｉｓｔｅｎｃｅ101号室）
債務者　山口　裕生
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３６７号
千葉県柏市布施547番地１　協和フジコーポ103号
債務者　福本　麻美
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３８３号
千葉県柏市桜台10番13号　双葉ハイツ105号
債務者　山本　邦夫
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３８８号
千葉県柏市旭町４丁目10番６号　アヴニール柏203号
債務者　鈴木　彬史
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７７４号
名古屋市西区枇杷島５丁目３番24号　水野ハイツ205号
債務者　杉本　　進
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４０３号
千葉市若葉区桜木１丁目32番49号　ヴィレッジダイドー304号
債務者　伊東　優喜（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４３３号
千葉市中央区院内１丁目４番３号　アイビーホール202号
債務者　二村　彰一
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４７０号
千葉市中央区生実町1143番４　リバーストン103、住民票上の住所千葉市若葉区都賀の台４丁目５番15号　長谷川ビル103号
債務者　松原佐代子
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５０５号
千葉県船橋市三山３丁目４番８号　岡野ハイツ101号
債務者　大山　尚子
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５１１号
千葉県船橋市上山町１丁目182番地２　コンフォール205号
債務者　大西　卓司
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６３５号
千葉県市川市福栄４丁目１番12―402号　（トモエビル）
債務者　森　　健司
1　決定年月日時　平成29年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係